

7月から

# 国民年金保険料(平成25年度分)の 免除申請受付が始まります!



● 手続・問合せ先 国保年金課医療・年金係(内線427)

経済的な事情で、保険料を未納のままにしておくと、障害基礎年金や遺族年金だけでなく、老齢基礎年金も受けられない場合があります。

保険料を納めることが難しい場合は、未納のままにしないで、「国民年金保険料免除・納付猶予」制度の手続きをしましょう。

## 国民年金保険料免除制度

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、申請して認められると保険料が免除される「国民年金保険料免除制度」があります。

● **対象** 本人、配偶者、世帯主の全員が次のいずれかに該当すること

- ① 前年所得が少ない人(下表に該当する人)
- ② 失業などで保険料を納付することが困難な人
- ③ 障害者が寡婦で、前年所得が125万円以下の人

※ 学生は学生納付特例が優先するため、免除制度は利用できません

● **免除となる所得の目安**

免除種類	全額	一部免除		
		3/4	半額	1/4
3人扶養	162万	217万	257万	297万
2人扶養	127万	154万	194万	234万
1人扶養	92万	116万	156万	196万
扶養なし	57万	78万	118万	158万

※ 詳細はお問い合わせください

● **免除期間** 7月から翌年6月まで

※ 申請が遅れても7月までさかのぼって免除を受けられます

### 免除を希望する場合は、毎年申請が必要です

免除や若年者納付猶予を受けるには、毎年度申請が必要です。なお、「全額免除」該当者と「若年者納付猶予」該当者で、全額免除の翌年度以降の継続申請を希望し、承認された人は不要です。

● **申請方法** 市役所窓口で、免除申請書に必要事項を記入してください。

● **必要書類**

① 年金手帳 ② 認印

③ 平成25年1月2日以降に転入した人は、平成25年7月～平成26年6月の免除を希望する場合、1月1日現在で住民税を賦課する自治体(前住所地)が発行する所得証明書または確定申告書の写し(平成24年分)

④ 失業などの理由の場合は次のいずれか

ア 雇用保険被保険者離職票の写し

イ 雇用保険受給資格者証の写し

ウ 貸付決定通知書の写し

(離職者支援資金の貸付を受けた場合)

## 若年者納付猶予制度

20歳代の人で本人と本人の配偶者の所得が全額免除基準の場合は、世帯主の所得に関係なく、申請により月々の保険料が猶予されます。

※ 納付猶予制度の承認を受けた期間は、障害基礎年金や遺族基礎年金は保障されます。

### 知っていますか? 「免除」「学生納付特例」「若年者納付猶予」「未納」の違い

保険料の免除や猶予を受けた期間があると、下表のように全額納付した場合と比べ、年金額が低くなります。なお、免除や猶予を受けた期間の保険料を追納することで、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。(10年以内であれば保険料の追納が可能です。ただし、3年目から追納する場合は「加算額」がつきます。)

	納付	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除	若年者納付猶予・学生納付特例	未納
納める保険料(月額)	15,040円	0円	3,760円	7,520円	11,280円	0円	15,040円
受給資格期間に算入される	○	○	○	○	○	○	×
老齢基礎年金への反映割合	全額	4/8	5/8	6/8	7/8	反映されない	反映されない

※ 一部免除の場合は、2年以内に保険料を納めなければ、未納と同じ扱いになります。

○ 追納する場合の納付書は、久留米年金事務所 ☎33-6206 か市国保年金課へ再発行の依頼が必要です。